南砺市児童遊具整備費補助金 **児童遊具の整備を補助します** ~子どもたちの健全育成のため ご活用ください~

自治会等が、児童の遊び場を確保するために児童遊具を新しく設置したり、修繕したりする場合に事業費の一部を補助します。

○補助の要件

- 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを 目的とする広場
- ・面積がおおむね150㎡以上の広場
- 自治会等が傷害保険に加入し、管理していること

〇補助率・限度額

- ・補助率 事業費(撤去費用含む) 1/2以内 (千円未満切捨)
- 限度額

設置 (新規・更新) 15万円 修繕 5万円



○その他

- 補助は1広場につき年度1回に限る。
- ・既存遊具の更新は、10年以上経過したものを対象とする。
- 年度予算の範囲内で対応しますので、必ず事前にご相談ください。

詳しくは、下記(こども課)までお問い合わせください。

担当:こども課子育で応援係 12:23-2010